

新旧対照表（平成25年1月改正）

○神奈川県議会基本条例（平成20年12月26日神奈川県条例第68号）

新	旧
<p>（他の条例との関係）</p> <p>第17条 この条例は、県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。</p> <p>2 議員定数、定例会、委員会、<u>政務活動費</u>、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。</p>	<p>（他の条例との関係）</p> <p>第17条 この条例は、県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。</p> <p>2 議員定数、定例会、委員会、<u>政務調査費</u>、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。</p>

附 則（平成25年1月11日条例第44号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。